

○石岡市ホームページ広告取扱要綱

平成17年10月1日

告示第118号

改正 平成19年3月16日告示第116号

平成21年9月8日告示第330号

平成24年9月28日告示第329号

令和元年12月12日告示第518号

令和5年10月10日告示第831号

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告の指定するホームページにリンクするもの。以下「広告」という。）とする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することのできる広告は、公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次に該当する広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 政治団体又は宗教団体に関するもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- (7) その他掲載広告として不相当と市長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横200ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可） JPEG PNG

(3) データ容量 10キロバイト以下

(広告の位置及び枠数)

第5条 掲載広告の枠数は8とし、位置は市長が指定する。

(平21告示330・一部改正)

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載の期間は、原則1箇月単位とし、連続して掲載する場合は、最長12箇月までとする。ただし、再掲を妨げない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定める。

(平21告示330・一部改正)

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については、1枠当たり月額1万円とする。

2 前項の広告掲載料は、市長が指定する期日までに、前納をしなければならない。

(平21告示330・一部改正)

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載の募集は、市ホームページ、広報いしおか等で公募することとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載申込等)

第9条 市ホームページへの広告を掲載しようとする者(申込を代理する者がいる場合はその者を含む。以下「申込者」という。)は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、市長が指定する期間内に申し込むものとする。この場合において、同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠とし、広告の内容及びデザイン等について、石岡市及び市ホームページの信用性、信頼性等を損なうことのないものとする。

2 申込者は、市区町村税の完納証明書を提出するものとする。

(令5告示831・一部改正)

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、広報いしおか広告掲載取扱要綱(平成17年石岡市告示第18号)に定める広告掲載審査会に諮り、掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 前項の掲載の可否の決定に当たって、申込者が多数の場合は、先着順とし、市区町村税等

の滞納がある者の広告は、掲載しないことができる。

(平24告示329・一部改正)

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載許可の決定を受けた申込者（以下「広告者」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、原則として広告者の責任及び負担で作成するものとする。

3 市長は、広告者から掲載広告の作成相談があった場合は、必要に応じて助言、協力等を行うことができる。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令等（県例規、市例規等を含む。以下同じ。）に違反している場合、又はそのおそれがある場合は、広告者に対して、広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、広告者が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告者に対して何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を申込者が行わないとき。

(4) 広告者、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、法令等に違反している若しくはそのおそれがあるとき又は前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告者は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告者の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告者に還付する。

2 前項の還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。ただし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、市の都合又は広告者の責めに帰さない理由により、市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告者の責務)

第17条 広告者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告者の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告者は、広告のリンク先を変更しようとするときは、1週間前までに市の担当部署に連絡するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、広報いしおか広告掲載取扱要綱の例により、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日告示第116号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月8日告示第330号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日告示第329号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月12日告示第518号)

この告示は、令和2年1月6日から施行する。

附 則 (令和5年10月10日告示第831号)

この告示は、令和5年10月10日から施行する。

年 月 日

ホームページ広告掲載申込書

石岡市長 宛

申込者住所

氏名又は名称

電 話

※団体に当たっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

申込を代理する者住所

氏名又は名称

電 話

※団体に当たっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

下記のとおり石岡市のホームページに広告の掲載を申込みます。申込みに当たっては、石岡市ホームページ広告取扱要綱の内容を承諾します。

記

掲載希望期間	年 月 日 から 箇月 ※掲載期間は、1箇月単位です。
バナー広告 リンク先	<a href="http://">http://</a> _____ ※バナー広告デザイン案を添付してください。
業 種	

※申込者及び申込を代理する者の最新の完納証明書を添付してください。

様

茨城県石岡市長

ホームページ広告掲載不許可 決定通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありました市ホームページへのバナー広告掲載申し込みについて、下記のとおり決定したので、通知いたします。

記

掲 載 の 可 否	・掲載します ・掲載しません
	(理由)

様式第1号（第8条関係）

（平24告示329・全改）

様式第2号（第9条関係）

（平21告示330・一部改正）

（令5告示831・一部改正）